



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 ビックカメラ  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 宮 嶋 宏 幸  
(コード番号 : 3048 東証一部)  
問合せ先 取締役経営企画本部長 安 部 徹  
T E L 03-3987-8785

## 「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の改定について決議いたしましたので、添付のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

以 上

## 内部統制システムに関する基本方針

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する。）の整備のため、以下の基本方針を制定する。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立する。

### 1. 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「ビックカメラ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という。）」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。
- (2) コンプライアンス担当役員は取締役総務人事本部長とし、コンプライアンス担当部門を法務部とする。法務部は、コンプライアンスに関するマニュアルを作成するとともに、取締役等に配布し、研修等を実施することにより、取締役等のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (3) 「取締役会規程」及び「本部長会規程」に基づき、会議体において各取締役及び本部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- (4) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた組織規程、「職務分掌規程」、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (5) コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口、製品事故に関するお問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。  
コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役等が社内での法令違反行為等についての相談または通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。
- (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」、「機密情報管理規程」並びに「情報管理規則」に定めるところによる。

### **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統括部門は内部統制室とする。リスク管理担当役員並びに内部統制室は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (2) 本部長会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うこととする。
- (3) 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員会、経営戦略会議、各本部会議等の諸会議を開催し、その検討結果を経て本部長会及び取締役会で決議することとする。
- (4) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

### **5. 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他規程等に基づき、当社グループ全体が一体となって、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
- (2) 経営企画部、営業部、物流部及び商品部が関係会社の統一的内部統制を管轄する。経営企画部、営業部、物流部及び商品部は、「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室及び内部統制室と連携し、内部監査を実施する。
- (3) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との会議等関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (4) リスク管理統括部門は、当社グループのリスクを適時適切に把握するため、「リスク管理規程」に基づき、関係会社から「リスク管理報告書」の提出を求める等当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、これを運用する。
- (5) コンプライアンス担当部門は、関係会社の取締役等が社内での法令違反行為等について当社への相談または通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- (6) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する体制を整備する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な運用体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務と

ITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。

## 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- (2) 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- (3) 内部統制室は、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役会に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各主管部門は、早急にその対策を講ずる。

## 7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を当社グループの取締役等に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努める。
- (2) 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- (3) 「契約管理規程」に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上反社会的勢力との係りがないことの確認を義務化している。

## 8. 監査役監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人として適切な人材と人員を内部監査室から選定する。
- (2) 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。
- (3) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
  - ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
  - ② 当社グループの内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門の活動概要。

- ③ 当社グループの内部統制に関する活動概要。
  - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- (4) 関係会社の取締役等及び監査役、又は、これらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
- ① 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
  - ② 監査役等の活動概要。
  - ③ 内部統制に関する活動概要。
  - ④ コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- (5) 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
- (6) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
- (7) 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、「監査役への報告等に関する規程」に基づき、会社がこれを負担する。
- (8) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等をもち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (9) 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

以上

#### 附則

本方針の主管は内部統制室とし、改廃は取締役会の決議によるものとする。

本方針は、平成18年 5月25日から施行する。

平成18年11月28日 改定  
平成19年 9月 1日 改定  
平成20年10月23日 改定  
平成21年 4月10日 改定  
平成22年 9月22日 改定  
平成23年10月27日 改定  
平成24年 3月 1日 改定  
平成25年 9月26日 改定

平成27年 5月 1日 改定  
平成27年 6月 25日 改定